

東京大学宇宙線研究所若手支援基金による論文投稿料支援実施要領

令和5年7月20日制定

(目的)

第1条 この実施要領は、東京大学宇宙線研究所若手支援基金による論文投稿料支援に必要な事項を定める。

(支援の申請者)

第2条 支援の申請者は、原則として宇宙線研究所の教員が指導教員となっている大学院学生および宇宙線研究所所属の特任研究員とする。受託学生など特別な事情による大学院学生から申請があった場合は、指導教員と所長が協議のうえ決定する。

(条件)

第3条 以下の条件を満たす論文に対して支援を行う。

- (1) 申請者が論文の corresponding author であること。
- (2) 原則として、年間一人当たり論文2本を上限とする。それを超える場合は、指導教員と所長が協議のうえ決定する。

(庶務)

第4条 本制度の実施に関する庶務は、予算・決算係が担当する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項が生じたときは、所長が決定する。

附 則

この要領は、令和5年7月20日から実施する。